

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (285単位)	×90/100	425単位を算定	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
	(2) 30分未満 (425単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100	830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +25/100	30分以上の場合 +40/200	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	+2,000単位 (死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合)
	(2) 30分未満 (343単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)											
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)												

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 1回につき 305単位	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合		退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(二) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (385単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
	(二) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (350単位)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合	(400単位)	注 看護士が行った場合 ×90/100

※ ロ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護 予防訪問看護 ステーション の場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	注 看護士の場合 指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合 30分未満 425単位を算定 30分以上1時間未満 830単位を算定	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	注 2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等に居る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算(※)	注 特別管理加算
	(2) 30分未満 (425単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)									
ロ 病院又は 診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100								
	(2) 30分未満 (343単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)									
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)										

： 特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 介護予防 訪問リハビリ テーション費	病院又は診療所 の場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設 の場合		
1回につき 305単位		+5/100	退院(所)日又は新たに 要支援認定を受けた日から 3月以内 +200単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は 歯科医師が行 う場合(月2 回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が 行う場合	(1) 病院又は診療 所の薬剤師が行 う場合 (月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は 居住施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に 関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(一) 在宅の利用者に対して行う場合 (550単位)	
	(二) 居住施設入居者等に対して行う場合 (385単位)	
	(2) 薬局の薬剤 師の場合 (月4回を限度)	
ハ 管理栄養士 が行う場合(月 2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士 等が行う場合 (月4回を限 度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護士が行う場合 (400単位)		注 看護士が行う場合 ×90/100

※ ロ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 居住施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合
		又は	過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要介護1 11,430 単位 要介護2 16,325 単位 要介護3 23,286 単位 要介護4 25,597 単位 要介護5 28,120 単位	× 70 / 100	× 70 / 100
ロ 初期加算 (1日につき 30 単位を加算)			
ハ 認知症加算			
(1) 認知症加算 (I) (1月につき 800 単位を加算)			
(2) 認知症加算 (II) (1月につき 500 単位を加算)			
ニ 看護職員配置加算			
(1) 看護職員配置加算 (I) (1月につき 900 単位を加算)			
(2) 看護職員配置加算 (II) (1月につき 700 単位を加算)			
ホ 事業開始時支援加算			
(1) 事業開始時支援加算 (I) (1月につき 500 単位を加算)			
(2) 事業開始時支援加算 (II) (1月につき 300 単位を加算)			
ヘ サービス提供体制強化加算			
(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき 500 単位を加算)			
(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき 350 単位を加算)			
(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき 350 単位を加算)			

事業所開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
			又は				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	要介護1 831 単位 要介護2 848 単位 要介護3 865 単位 要介護4 882 単位 要介護5 900 単位	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	1日につき +25 単位	1日につき +200 単位 (7日間を限度)	1日につき +120 単位
ロ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)	要介護1 861 単位 要介護2 878 単位 要介護3 895 単位 要介護4 912 単位 要介護5 930 単位						
ハ 初期加算 (1日につき 30 単位を加算)							
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39 単位を加算)							
ホ 退居時相談援助加算 (400 単位を加算 (利用者1人につき1回を限度))							
ヘ 認知症専門ケア加算							
(1) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3 単位を加算)							
(2) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4 単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算							
(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12 単位を加算)							
(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6 単位を加算)							
(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6 単位を加算)							

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要支援1 (4,469 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
	要支援2 (7,995 単位)			
ロ 初期加算 (1日につき 30 単位を加算)				
ハ 事業開始時支援加算				
(1) 事業開始時支援加算 (I) (1月につき 500 単位を加算)				
(2) 事業開始時支援加算 (II) (1月につき 300 単位を加算)				
ニ サービス提供体制強化加算				
(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき 500 単位を加算)				
(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1月につき 350 単位を加算)				
(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1月につき 350 単位を加算)				

： 事業所開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2 (831 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	1日につき +25 単位	1日につき +200 単位 (7日間を限度)	1日につき +120 単位
	ロ 介護予防短期利用共同生活介護費						
ハ 初期加算 (1日につき 30 単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算 (400 単位を加算 (利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算							
(1) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3 単位を加算)							
(2) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4 単位を加算)							
ヘ サービス提供体制強化加算							
(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 12 単位を加算)							
(2) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 6 単位を加算)							
(3) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6 単位を加算)							